

Q. 医療法人の出資持分の評価が高く、将来の相続税が心配です

創立40年の医療法人であり、歴史があるため内部留保が蓄積され相続税評価額が高くなり、将来の相続税を心配しています。

A.

医療法人の出資持分は、上場会社の株式とは違い、売却して換金するわけにはいきませんから、将来の相続税に関しては、どの医療法人においても気になることです。また、相続においては納税資金の準備がどのような状態になっているか、そのバランスを十分検討していただく必要があります。

どちらの方法がどのように適用されるかは、それぞれの医療法人の状況により異なります。

【ポイント】

医療法人の出資持分の評価方法は下記の方法があります。

- ①純資産価額方式 ②類似業種比準価額方式

※どちらかの方法がどのように適用されるかはそれぞれの医療法人の状況に異なります。

(2)相続税の納税方法には、下記の方法があります。

- ①一括納付(相法33) ②延納(相法38) ③物納(相法41)

以下、医療法人の出資持分の評価方法の解説及び事例を提示させていただきます。

①純資産価額方式

簡単に記述するならば、医療法人の有する資産を相続税評価額によって計算し、その合計額から相続税評価の計算による医療法人の負債金額を控除し、その金額から、帳簿上の純資産価額を控除し、さらにその評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額が評価額となります。

従って、不動産に関しても相続税評価額によって計算した金額を基礎として計算することになります。ただし、不動産に関しては取得後3年を経過する日までは、相続税評価額ではなく時価(通常は取得価額)により計算することになりますので注意が必要です。

将来に病院の建替をされるような場合には、取得後3年を経過すれば、結果として純資産価額による評価額が減少する可能性もあります。従って、毎期の利益予想と今後の設備投資計画が、出資金の将来価額に影響することになります。今後の医療法人の経営計画に基づいた評価の見直しが必要です。

②類似業種比準価額方式

通常の上場会社における類似業種比準価額方式と異なり、医療法人は配当が禁止されているため類似業種比準価額の算式は以下のようになります。

$$A \times \frac{c \times 3 + d}{4} \times 0.7$$

A:類似業種の株価
c:医療法人の出資1口あたりの年利益金額
C:類似業種の1株あたりの年利益金額
d:医療法人の出資1口あたりの年利益金額
D:類似業種の1株あたりの純資産価額

このように類似業種比準価額方式においては、年間の利益額、及び医療法人の内部留保利益額が評価額に影響を与えます。従って、現在は多額の利益が発生していても、将来、利益が減少するような場合には、評価額が低下する可能性もあります。

上記に述べましたように、純資産価額、類似業種比準価額のいずれにおいても、医療法人の利益計画及び設備投資計画は、出資金評価額に大きく影響します。重要なことは医療法人の経営

計画を十分検討していただき、その計画を前提とした場合の評価額のシミュレーションと生命保険契約や退職金等を活用した納税 資金の確保を準備していただくことです。

【事例】

例 1(出資持分をそのまま相続した場合)

- ①現状の出資金評価を 1,000,000,000 円(十億円)とします。
- ②相続人は現理事長の奥様とご長男(次期理事長)と次男とします。
- ③相続は法定相続分とします。(奥様 1/2・長男と次男は各 1/4)
- ④相続財産は出資持分のみとします。
- ⑤相続税に関する特例等は勘案しないものとします。

課税財産 1,000,000,000 円－800,000,000(基礎控除)=920,000,000 円

奥様 920,000,000 円÷2=460,000,000 円、

長男と次男 各 920,000,000 円÷4=230,000,000 円

相続税額

230,000,000 円×40%－170,000,000 円=75,000,000 円

75,000,000×2 人=150,000,000 円

(相続税額)150,000,000 円 (奥様は配偶者控除内なので課税はありません)

例 2(死亡退職金を支出した場合)

- ①現状の出資持分評価を 1,000,000,000 円(十億円)とします。
- ②相続人は現理事長の奥様とご長男(次期理事長)と次男とします。
- ③相続は法定相続分とします。(奥様 1/2・長男と次男は各 1/4)
- ④相続財産は出資持分のみとします。
- ⑤相続税に関する特例等は勘案しないものとします。
- ⑥死亡退職金は 150,000,000 円とします。(仮)

課税財産 -----

①(1,000,000,000 円－150,000,000 円死亡退職金)=850,000,000 円

②(150,000,000 円－150,000,000 円)=135,000,000 円

③(850,000,000 + 135,000,000)－800,000,000(基礎控除)=905,000,000 円

奥様 905,000,000 円÷2=452,500,000 円、

長男と次男 各 905,000,000 円÷4=226,250,000 円

相続財産-----

226,250,000 円×40%－170,000,000 円=73,500,000 円

73,500,000×2 人=147,000,000 円

(相続税額)147,000,000 円 (奥様は配偶者控除内なので課税はありません)

例 1 と例 2 を比較した場合、例 1 では相続財産は出資金しかなく、相続税額の 150,000,000 円は自己資金での準備となります。しかし、例 2 では相続財産は出資持分と死亡退職金となり、相続税額は死亡退職金 150,000,000 円の範囲内で支払うことができます。

上記のように、相続税の軽減と納税原資の準備が出来た事例があります。もし、現金で死亡退職金を払いきれない場合は生命保険の活用も考慮することが出来ます。